

令和8年度日進市要保護児童対策地域協議会代表者会議次第

日 時 令和8年7月13日（月）

午後2時から

場 所 日進市役所 南庁舎

2階 第5会議室

1 あいさつ

2 自己紹介【資料1】

3 議題

（1）令和7年度日進市要保護児童対策地域協議会事業実施状況等について【資料3】

（2）愛知県中央児童・障害者相談センター虐待対応状況等について【資料4】

（3）愛知署管内の児童虐待対応状況等について

（4）意見交換等

日進市要保護児童対策地域協議会代表者会議
委員名簿(令和8年4月1日～令和10年3月31日)

	氏 名	所属・役職名
1	前田 清	愛知県中央児童・障害者相談センター センター長
2	古橋 完美	瀬戸保健所 健康支援課長
3	安藤 直道	愛知警察署 生活安全課長
4	早河 秀治	はやかわ子どもクリニック 院長
5	村瀬 千恵	民生委員・児童委員協議会主任児童委員部会 代表
6	武弘 和通	中日青葉学園 代表
7	南 千景	日進私立幼稚園協会 代表
8	伊藤 龍仁	日進市子どもの権利擁護委員 代表
9	宇佐美 律子	人権擁護委員 代表
10	白井 暢子	日進市子ども発達支援センター
11	高見 紀子	福祉部長（日進市福祉事務所長）
12	棚瀬 浩三	学校教育部長
13	與語 隆弘	健康こども部長

事務局等名簿

オブザーバー	中央児童・障害者 相談センター	地区担当	浅間 雅代
			大野 世利香
	教育委員会	副教育長	伊東 あゆみ
事務局	子育て支援課	次長兼課長	柏 木 晶
		室 長	新 井 麻 佐 代
		保健主任専門員	福 岡 千 勢
		家庭相談員	原 田 久 美

○日進市要保護児童対策地域協議会設置要綱

平成18年5月30日

要綱第53号

(設置)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2に基づき、法に規定する要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)への適切な支援を図るため、日進市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 要保護児童等の実態把握に関すること。
- (2) 要保護児童等の早期発見、児童のケア、自立支援、親指導、予防等その支援システムについて検討すること。
- (3) 要保護児童等に対する具体的な支援に関して協議すること。
- (4) 要保護児童等に関する問題の啓発活動及び関係者の資質向上を図る研修等に関すること。
- (5) 要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を円滑に実施するための関係機関等相互の連絡調整に関すること。
- (6) その他要保護児童等の支援に関すること。

(組織及び調整機関)

第3条 協議会は、要保護児童対策の関係機関等(以下「関係機関」という。)による代表者会議、実務を担当する者で構成されるネットワーク会議及び個別ケースの検討を行うケース検討会議で構成する。

2 法第25条の2第4項に基づく要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)は、日進市健康こども部子育て支援課を指定する。

(会長)

第3条の2 協議会に会長を置き、健康こども部長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表する。

(代表者会議)

第4条 代表者会議は、別表に掲げる関係機関を代表する者をもって市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 代表者会議は、会長が招集し、年1回以上開催する。

4 議長は、会長とする。また、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときにその職務を代理させるため、副議長を指名することができる。

5 代表者会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

6 代表者会議は、次の事項を協議する。

(1) 要保護児童対策に関する総合的な支援システムの検討

(2) 関係機関等相互の連絡調整

(3) ネットワーク会議、ケース検討会議の状況報告等

(4) その他議長が必要と認める事項

7 委員に対する謝礼は、委員出席1回につき7,000円とする。

(ネットワーク会議)

第5条 ネットワーク会議は、別表に掲げる関係機関の実務を担当する者により構成するものとする。

2 ネットワーク会議は、調整機関が招集し、月1回開催する。

3 ネットワーク会議の議長は、調整機関を代表する者とする。

4 ネットワーク会議は、次の事項を協議する。

(1) 定期的な情報交換や、ケース検討会議での課題

(2) 具体的な要保護児童対策に関する支援システムの検討

(3) 要保護児童の実態把握や、ケースの総合的な把握

(4) 要保護児童対策を推進するための啓発及び研修

(5) 協議会の年間活動方針等の調整

(6) その他市長が必要と認める事項

5 ネットワーク会議の活動内容は、代表者会議で報告するものとする。

(ケース検討会議)

第6条 ケース検討会議は、個別ケースについて検討が必要な場合に調整機関が招集し、

開催する。

- 2 ケース検討会議の委員は、検討する個別ケースに関係する機関等から調整機関が指名する。
- 3 ケース検討会議の議長は、調整機関を代表する者とする。
- 4 ケース検討会議は、次の事項を協議する。
 - (1) 要保護児童の状況把握及び問題点の確認
 - (2) 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
 - (3) 支援方針及び役割分担の決定及びその認識の共有
 - (4) 実際の援助内容、援助方法、スケジュール等の検討
 - (5) その他個別ケースの対応に必要な事項
- 5 ケース検討会議の活動状況は、代表者会議で報告するものとする。

(守秘義務)

第7条 協議会に関係する者は、正当な理由がなく、協議会の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(資料提出の要求等)

第8条 法第25条の3第1項に基づき、協議会は、所掌事項に関して必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(公開及び非公開)

第9条 代表者会議は、原則公開とする。ただし、個人情報等を扱う場合は、議長の判断により非公開とすることができる。

- 2 ネットワーク会議、ケース検討会議は、非公開とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、法第25条の4の規定に基づき、協議会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 日進市児童虐待防止協議会設置要綱(平成13年日進市要綱第25号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月23日要綱第68号)

この要綱は、平成28年5月23日から施行し、改正後の日進市要保護児童対策地域協議会設置要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成30年10月29日要綱第56号)

この要綱は、平成30年10月29日から施行する。

附 則(令和2年2月26日要綱第9号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月19日要綱第14号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月22日要綱第44号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月13日要綱第6号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年7月2日要綱第53号)

この要綱は、令和7年7月2日から施行する。

別表(第4条、第5条関係)

- 1 愛知県中央児童・障害者相談センター
- 2 愛知県瀬戸保健所
- 3 愛知県愛知警察署
- 4 市内の医療機関
- 5 民生委員・児童委員、主任児童委員
- 6 市内の児童福祉施設
- 7 市内の幼稚園
- 8 人権擁護委員
- 9 日進市福祉部(日進市福祉事務所を含む。)
- 10 日進市教育委員会

- 11 日進市健康こども部(日進市福祉事務所を含む。)
- 12 日進市障害者福祉センター
- 13 その他市長が必要と認める団体等

1 令和7年度要保護児童対策地域協議会事業実施状況

(1) 代表者会議 1回 令和7年6月26日(木)

(2) ネットワーク会議 12回(182件)

開催日	4/16 (水)	5/21 (水)	6/18 (水)	7/16 (水)	8/20 (水)	9/17 (水)	10/15 (水)	11/19 (水)	12/17 (水)	1/21 (水)	2/18 (水)	3/18 (水)
件数	17	19	15	15	15	17	12	15	15	15	13	14
内 新規	1	2	0	0	0	2	1	3	0	0	0	1
内 終結	0	4	0	0	0	6	0	0	0	2	0	1

(3) ケース検討会議 13件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	0	4	0	0	0	6	0	0	0	2	0	1

令和6年度要保護児童対策地域協議会事業実施状況(参考)

(1) 代表者会議 1回 令和6年7月10日(水)

(2) ネットワーク会議 12回(144件)

開催日	4/17 (水)	5/15 (水)	6/19 (水)	7/17 (水)	8/21 (水)	9/18 (水)	10/16 (水)	11/20 (水)	12/18 (水)	1/15 (水)	2/19 (水)	3/19 (水)
件数	13	12	9	8	8	8	8	12	13	16	19	18
内 新規	3	1	5	1	0	1	0	5	1	3	4	0
内 終結	0	6	2	0	1	0	1	1	0	1	1	2

(3) ケース検討会議 15件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	0	6	2	0	1	0	1	1	0	1	1	2

2 月別受付件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R 7	0	1	2	10	1	2	3	3	3	3	2	4	34
R 6	0	2	7	2	0	0	0	6	9	3	3	3	35

3 虐待相談件数

(1) 相談種別件数

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
R 7	16	0	13	4	33
R 6	9	0	16	8	33

(2) 通告経路別件数

	児童相談所	市町村	保育所	幼稚園	学校	医療機関	家族・親戚	近隣・知人	本人	その他	合計
R 7	3	3	0	0	18	1	5	2	0	1	33
R 6	3	5	4	0	12	0	3	2	1	3	33

(3) 対象児年齢別

	0～2歳	3～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～18歳	合計
R 7	4	6	10	8	4	1	33
R 6	4	9	6	8	6	0	33

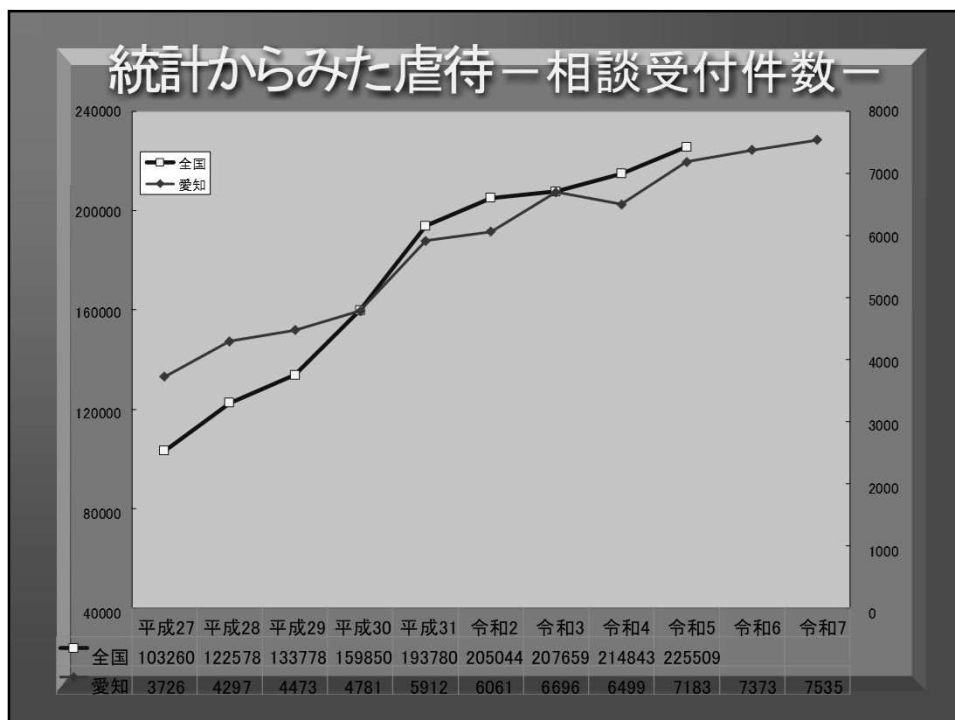
(4) 主な虐待者別

	父		母		その他	合計
	実父	他父	実母	他母		
R 7	17	0	16	0	0	33
R 6	13	0	19	0	1	33

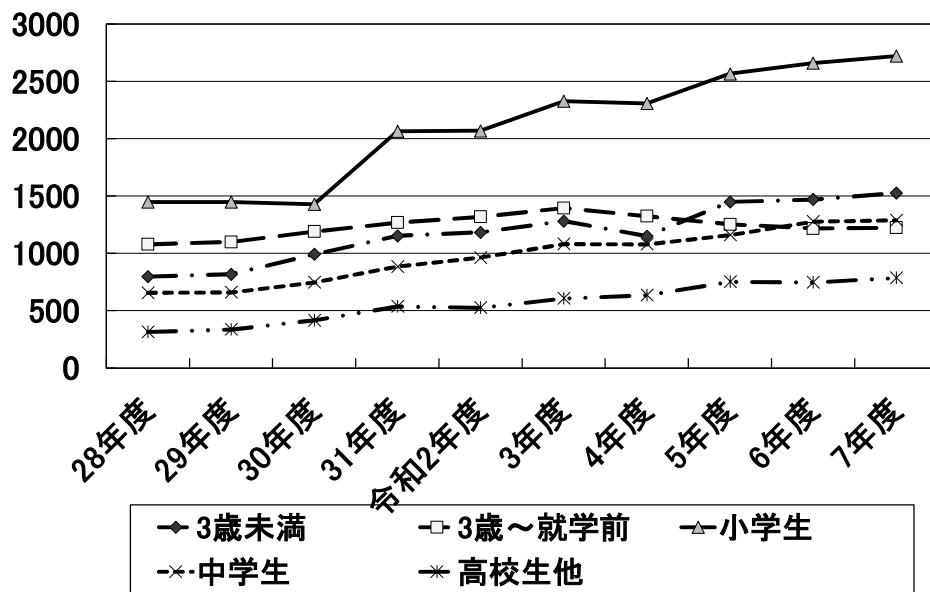
児童虐待の現状

令和8年度 日進市 代表者会議

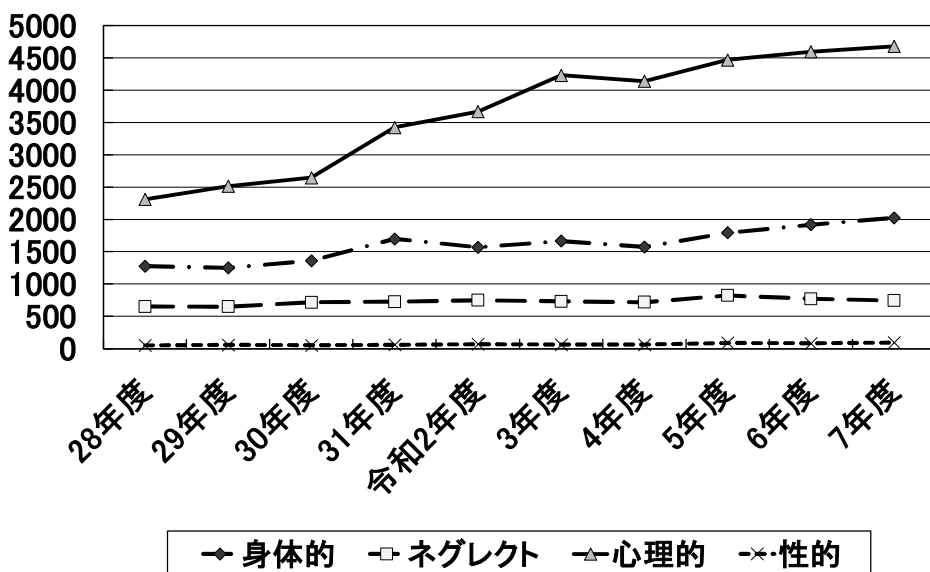
13,Jul,2026



年齢別被虐待児の推移



虐待種別の年次推移

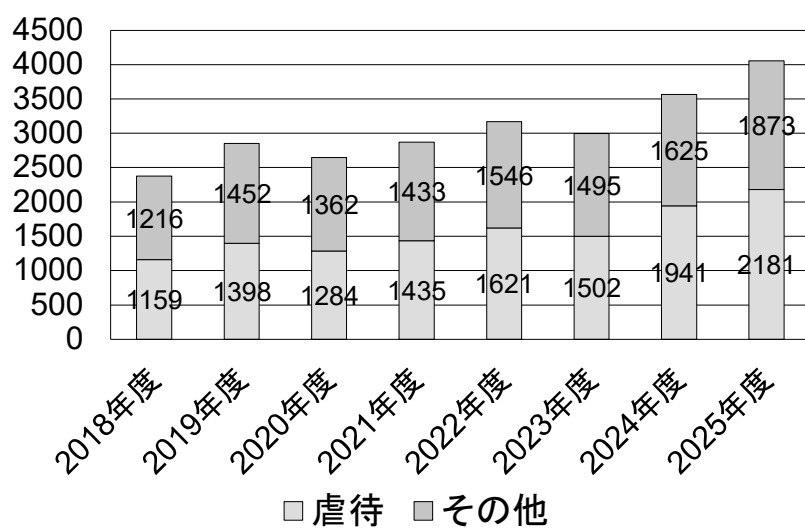


主な通告元と虐待種別

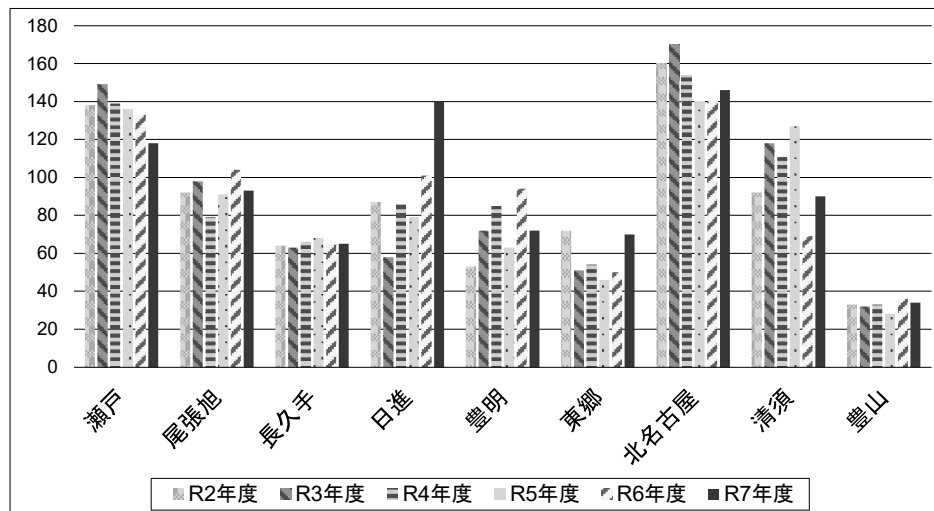
	身体的	ネグレクト	心理的	性的	計
警察	649	173	3182	23	4048
学校・幼稚園等	213	42	176	17	448
市町村(こども家庭C)	296	69	231	33	629
医療機関	45	33	57	5	140
家族・親戚	436	105	510	5	1056
近隣・知人	166	173	344	1	684
本人	106	9	74	5	194

一時保護実施状況

グラフ タイトル



中央管内の市町ごとの 虐待件数推移



R7(R6)年度日進市 虐待受付ケース

虐待 種別	年齢 0～3歳	3歳～就学 前	小学生	中学生	中卒以上	計
身体的	2(1)	3(2)	17(14)	12(3)	2(2)	36(22)
ネグレクト	4(4)	5(5)	11(8)	2(3)	3(2)	25(22)
心理的	17(15)	13(12)	38(17)	8(7)	3(9)	79(60)
性的	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
計	23(20)	21(19)	66(39)	22(13)	8(13)	140(104)

R7(R6)年度日進市 虐待ケースの通告経路と対応状況

・ 通告経路

警察等	52(63)
子ども家庭C等	14(9)
学校等	7(9)
近隣・知人	19(10)
家族・親戚	35(12)
本人	2(0)
医療機関	8(0)

・ 対応状況

助言指導	121(77)
継続指導	14(8)
里親委託	4(0)
施設入所	2(2)
市町村送致	6(5)

Ⅴ-3-10表 要保護児童対策地域協議会の構成機関 (令和6年)				(数、%)	
区 分	合計	比率	区 分	合計	比率
要保護児童対策地域協議会	1,732	100.0	児童養護施設	368	21.2
市区町村の児童福祉機能を担う部署	1,375	79.4	里親支援センター又は里親養育包括支援(フォスタリング)機関	51	2.9
市区町村の母子保健機能を担う部署	1,560	90.1	里親会	64	3.7
福祉事務所に設置される家庭児童相談室	537	31.0	母子生活支援施設	95	5.5
市区町村の教育委員会事務局(学校を除く)	1,647	95.1	妊産婦等生活援助事業者	14	0.8
保健所	1,283	74.1	配偶者暴力相談支援センター	162	9.4
児童相談所	1,673	96.6	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	10	0.6
子ども・若者総合相談センター	56	3.2	女性相談支援センター	176	10.2
市区町村の青少年行政を担う部署	467	27.0	女性自立支援施設	11	0.6
市区町村の障害福祉を担う部署	963	55.6	障害児施設	84	4.8
市区町村の生活困窮者自立支援又は生活保護を担う部署	925	53.4	児童発達支援センター	206	11.9
警察署	1,657	95.7	家庭支援事業の委託先事業者	62	3.6
法務局	773	44.6	産婦人科医会	69	4.0
家庭裁判所	48	2.8	小児科医会	91	5.3
保護観察所	31	1.8	医師会(産婦人科医会及び小児科医会を除く)	889	51.3
矯正施設(少年院、少年鑑別所等)	22	1.3	歯科医師会	443	25.6
病院又は診療所(小児科)	691	39.9	看護協会	16	0.9
保育所又は幼保連携型認定こども園	1,485	85.7	助産師会	38	2.2
幼稚園(幼保連携型認定こども園を除く)	854	49.3	PTA協議会	144	8.3
小学校	1,450	83.7	弁護士会	159	9.2
中学校	1,430	82.6	社会福祉協議会	947	54.7
特別支援学校	362	20.9	民生児童委員協議会	1,497	86.4
児童館	227	13.1	人権擁護委員	1,032	59.6
放課後児童クラブ	310	17.9	こどもの意見表明支援・権利擁護に関わる団体(意見表明支援事業委託先団体等)	9	0.5
放課後等デイサービス事業者	146	8.4	こどもの権利擁護機関(条例による設置が否かは問わない)	18	1.0
利用者支援事業所	106	6.1	子ども食堂を運営する団体	42	2.4
地域子育て支援拠点	345	19.9	支援対象児童等見守り強化事業や宅食を担う団体	49	2.8
地域子育て相談機関	100	5.8	上記いずれにも該当しないNPO団体	81	4.7
児童家庭支援センター	365	21.1	学識経験者	94	5.4
乳児院	134	7.7	その他	472	27.3

(注) 令和6年10月1日時点。

資料：こども家庭庁「市区町村(こども家庭センター等)状況調査の結果について」2025

児童相談所	96.6
警察署	95.7
市区町村の教育委員会事務局(学校を除く)	95.1
市区町村の母子保健機能を担う部署	90.1
民生児童委員協議会	86.4
保育所又は幼保連携型認定こども園	85.7
小学校	83.7
中学校	82.6
市区町村の児童福祉機能を担う部署	79.4
保健所	74.1
人権擁護委員	59.6
市区町村の障害福祉を担う部署	55.6
市区町村の生活保護を担う部署	53.4
医師会(産婦人科医会及び小児科医会を除く)	51.3

管内市町の要対協代表者会議の構成員

	北名古屋	瀬戸	清須	日進	長久手	尾張旭	東郷	豊明	豊山	扶桑
法務局	○		○							
人権擁護委員		○	○	○	○		○	○		○
児相	○○	○	○	○	○○	○	○○	○	○	○
警察	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保健所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
民生・児童委員	○	○	○	○	○	○○	○	○	○	○
社会福祉協議会	○		○		○					
小中学校	○	○	○○		○	○	○	○	○	○(教頭会)
地域医師会		○	○	○	○	○	○	○	○	
歯科医師会			○							
基幹病院		○				○				
幼稚園連盟		○	○	○	○	○	○	○	○	○
PTA		○								
NPO等		○	○							
施設等				○	○			○		
その他				子どもの権利擁護 委員 障害者相談支援C	少年C	消防本部	主任児童 委員	主任児童 委員	教育長	社会福祉事務所 主任児童委員 更生保護女性会

管内市町の要対協実務者会議の構成員

	北名古屋	瀬戸	清須	日進	長久手	尾張旭	東郷	豊明	豊山
児相	〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇	〇〇	〇〇〇	〇〇〇
警察	〇	〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
保健所	〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇〇	〇	〇
民生・児童委員	〇x6(主任)				〇x3(主任)				〇〇〇
社会福祉協議会	〇				〇〇〇				
小中学校								〇	
基幹病院		〇				〇			
幼稚園連盟									
施設等					〇			〇	
児童発達支援センター		〇		〇		〇		〇	
保育園						〇		〇	〇〇〇
少年センター						〇			
児童館						〇			
子育て支援センター						〇			
教育委員会(学校教育課)	〇		〇	〇〇〇	〇〇〇〇	〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇
市町	健康課	学校教育課	社会福祉課	健康課	福祉課	地域福祉課	こども課	共生社会課	保健センター
	社会福祉課	社会福祉課	児童保育課	保育課	こども未来課	こども課	福祉課	地域福祉課	子ども応援課
	保育課	保育課	こども家庭課	子育て支援課	こども家庭課	こども家庭課	こども保健推進室	こども保育課	
	こども未来課	こども若者家庭C						子育て支援課	